

1. 目 的

SOCIO-ROOTS 事業助成（以下、ソシオールーツ事業助成）は、三菱電機 SOCIO-ROOTS 基金から寄付を受け、障がい児・者及び支援の必要な児童を対象に、既存の助成事業にはあてはまらない事業を含め、幅広い事業を行っている施設・団体に対し、即応性のある助成を行うことを目的とする。

2. 助成対象施設・団体

次の全てに該当する施設・団体

- ① 神戸市内を活動拠点とし、民間による運営であること（公設民営は不可）
- ② 事業を完遂する信用性があること

3. 助成対象事業・助成額

(1) 助成対象事業

次の全てに該当する事業

- ① 障がい児・者や支援の必要な児童（施設入所児童、不登校・引きこもり児童、DV被害児童等）を対象にした事業であること
- ② 他の助成を受けていない事業であること

(2) 助成金の使途および助成限度額

下記の①～③のうち、いずれかを選択すること

助成対象事業の内容	助成限度額
① 事業に 直接使用する 機器・備品等の整備、設備改修費	50万円以内
② 講演会・勉強会などの開催経費	30万円以内
③ 研究・調査などの費用	20万円以内

4. 実施期間

当該年度の予算の範囲内で、随時募集とする

5. 申 請

助成を受けようとする者は、所定の申請書類にて申請すること

6. 助成の決定

助成対象事業及び助成額は、申請の都度、神戸市社会福祉協議会事務局で構成する「ソシオルーツ事業助成審査会」（構成員：常務理事、事務局長、福祉部長、地域福祉課長、担当者）の審議を経て本会理事長が決定し、児童福祉部会及び障害者福祉部会にて報告を行うこととする

7. 実績報告

助成を受けた者は、事業完了後、所定の実績報告書に必要書類を添付して報告すること

8. 助成金の返還

次の事項に該当する場合は、助成金の返還を求めることができる

- ① 事業を実施しなかった場合、又は著しく規模が縮小された場合
- ② 助成金の目的外使用・不正使用を行った場合
- ③ 虚偽又は不正の行為によって助成金を需給した場合

(附 則) この要領は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する